

会 務 執 行 規 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本調査業協会（以下「本協会」という。）定款第34条第2項の規定に基づき会務執行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構 成)

第2条 定款第3条の目的を以って入会した正会員により構成する。

(委 嘱)

第3条 会務執行に関する範囲を定めた事項は前条の正会員より選出された理事会に委嘱する。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 会員は、定款第5条第1項第1号・第2号の定めによる。

(会員の資格)

第5条 正会員の資格は、探偵業の業務の適正化に関する法律(以下、「探偵業法」という。)に基づき、公安委員会に届出をしている業者。

2 正会員は、探偵業法に基づいた登録地を管轄する支部に所属する。

(入 会)

第6条 正会員の入会は、定款第6条に規定するもののほか、次条に規定する諸届けを必要とする。

2 賛助会員の入会は、理事2名の推薦を必要とする。

(入会手続)

第7条 入会手続は、別に定める様式で次の書類を会長に提出するものとする。

- (1) 正会員については、入退会審査規程に規定するもののほか、別に定める入会に必要な書類
- (2) 賛助会員については前条第2項規定の理事の推薦書(様式第4号)及び別途理事会が定める入会申込書

(入会審査)

第8条 入会審査に必要な事項については、入退会審査規程に定める。

(退会手続)

第9条 正会員が退会しようとする場合は、定款に規定するもののほか、次の手続きを経て、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 退会しようとする日より少なくとも14日以上前までに、退会理由の説明を会長に書面にて提出しなければならない
 - (2) その他、退会に必要な事項については、入退会審査規程に定める
- 2 賛助会員の退会については、前項各号を適用する。

(戒告及び権利の停止)

第10条 定款第9条第1項に規定するもののほか、正会員が次の事項に該当するときは、理事会の決議を経て、戒告及び権利を停止することができる。

- (1) 定款及び諸規則又は総会の決議に違反する行為
 - (2) 本協会の目的に反する行為、又は正会員としての義務を怠り、本協会の秩序を乱すおそれのある行為
 - (3) 正会員としての品位を著しく損ない、本協会の名誉をき損する行為
 - (4) 正会員内の3分の1以上の連名を以って戒告及び権利停止の申し出があった正会員の行為
 - (5) 会費を1ヶ月以上滞納したとき
- 2 やむを得ない理由により、辞任及び退会しようとするときは、予め三役会に理由を示した文章を提出し、その承認を得て、会長が決裁し、直近の理事会に報告するものとする。

第3章 会費及び入会金

(入会金)

第11条 入会金は総会の決議を得て、会費納入規程に定める。

(会費及び会費の納入)

第12条 会費は、定款第7条第1項の規定に基づき、次のとおり定める。

ただし、同条第2項の臨時運営費は、理事会で決議し総会の承認を得なければならない。

(1) 正会員の月額会費は、会費納入規程に定めた額

(2) 賛助会員については、会費納入規程の定めによる

2 定款第7条第1項の規定に基づく会費の納入は月末締切とし、本協会より書面請求のあった額を翌月20日までに、本協会指定の銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は振込人負担とする。

3 その他会費の納入については会費納入規程の定めによる。

第4章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第13条 正会員のうち、特に本協会に功労のあったものは、別に定める表彰・懲戒規程により表彰する。

(懲 戒)

第14条 正会員が定款第9条第1項及び本規則第10条第1項各号並びに役員服務規程第8条・第9条に規定する事項に該当し、処分しようとする場合は、別に定める表彰・懲戒規程による。

第5章 役員

(役員)

第15条 定款第23条第2項に規定するもののほか、理事の内より次の役員を置くことができる。

(1) 常務理事 若干名

(選任)

第16条 定款第24条第1項に規定するもののほか、理事・監事の選任については、別に定める役員(理事・監事)の選任に関する規程による。

- 2 前条に規定する常務理事については本協会会長が推薦できる。
- 3 前項により推薦されたものについては理事会の承認を得るものとする。

(職務・権能)

第17条 役員は、定款第25条各項号に規定するもののほか次の職務・権能を行う。

- (1) 専務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を執行する
- (2) 常務理事は、会長、副会長、専務理事を補佐し、本協会の会務を執行する
- (3) 監事は、監事・監査規程の職務を執行する。

(名誉会長等の設置)

第18条 定款第28条第1項に規定するもののほか、本協会に名誉会長・名誉顧問・常任相談役・相談役・参与(以下「名誉会長等」という。)を置くことができる。

- (1) 名誉会長は、総会の承認を得て推薦する
- (2) 名誉顧問・顧問・常任相談役・相談役・参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する
- (3) 顧問・常任相談役・相談役・参与は、会長の諮問に応じ、かつ、理事会に出席して意見を述べることができる
- (4) 名誉会長・顧問等の任期は、これを委嘱した会長の任期と同一とする

第6章 会 議

(種 類)

第19条 定款第12条第1項及び第30条第1項に規定するもののほか、次の種類を置くことができる。

- (1) 三役会
- (2) 支部長会議
- (3) 専門委員会

(総会の決議事項)

第20条 次の事項は、定款第19条第1項に規定するもののほか、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) 会費及び入会金の額の決定
- (5) 予算及び決算の承認
- (6) 役員を選任及び解任並びに役職の一時停止
- (7) 正会員の除名
- (8) 解散

(理事会の決議事項)

第21条 定款第34条第2項に規定するもののほか、会員の戒告及び権利の一時停止並びに支部長の交代を指導することができる。

第7章 支 部 等

(支部の設置及び地域)

第22条 第5条第2項の規定に基づき、原則として各都道府県の一行政地区内に一つの支部を設置する。

(支部の分割・統合)

第23条 第22条の規定に基づき設置された支部の運営事情等により分割・統合の必要があるときは、理事会の承認を得て、分割・統合することができる。

(支部の事務所)

第24条 支部の事務所は、当該所管行政区内に一つ置く。

(準用規定)

第25条 支部は、運営を円滑に遂行するため、本協会の定款及び現施行の本協会全諸規定を準用するものとする。

第8章 雑則・細則

(契約約款)

第26条 契約約款事由については、別に定める契約約款規程による。

(正会員及び賛助会員の名称使用)

第27条 正会員及び賛助会員の名称使用については、別に定める正会員及び賛助会員の名称使用に関する規程による。

(正会員及び賛助会員の広告)

第28条 正会員及び賛助会員の広告掲載については、別に定める広告に関する規程及びその他の広告に関する規程による。

(慶弔事)

第29条 正会員及び賛助会員の慶弔事由については、別に定める慶弔・見舞金規程による。

(事務局)

第30条 定款第37条各項に規定のほか、事務局職員については、別に定める事務局規程、賃金規程、退職金規程及び就業規則等による。

(訴訟等)

第31条 本協会役員及び事務職員が職務遂行上、訴訟を提起されたときは、本協会
で対応するとともに、裁判費用は本協会負担とする。

(基本財産の処分の権限)

第32条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、
やむを得ない事由がある場合は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て、
その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(細 則)

第33条 この会務執行規則に定めるもののほか、会務執行のために必要な事項は、
理事会の承認を得て、会長が定める。

附 則

1	平成26年04月01日 施行	H26年03月06日(木):(一社)設立総会
2	平成27年06月19日 改正	H27年度 第1回定例理事会 承認
3	平成28年02月20日 改定	H27年度 第2回臨時理事会 承認
4	平成29年02月23日 改定	H28年度 第2回理事会 承認 平成29年04月01日施行
5	平成29年03月23日 改定	H28年度 第4回理事会 承認 平成29年04月01日施行
6	平成29年05月19日 改定	平成29年05月19日 第1回理事会承認
7	平成29年12月08日 改定	平成29年度 第3回理事会承認
8	平成30年03月21日 改定	平成29年度 第4回理事会承認